

令和7年度あわら北潟湖畔花菖蒲まつり運営委託業務
プロポーザル実施要領

1 実施趣旨

本業務は、市民はもとより、観光客等に本市の魅力の発信やインパクトを与えるための賑わい創出イベントを実施することで、北潟地区の活性化及び市内への波及効果を図ることを目的とする。

なお、この要領は、「あわら北潟湖畔花菖蒲まつり運営委託業務（以下「本業務」という。）」に最も適当と判断される業務内容及び委託者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務名称

令和7年度あわら北潟湖畔花菖蒲まつり運営委託業務

3 業務内容

別紙公募仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4 業務履行期間

契約締結の日から令和7年7月31日（木）まで

5 選定方法

本業務に対する適切な事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その応募者から提出される提案書類及び応募者のプレゼンテーション等により、当該応募者の適正及び遂行能力について審査し、適切な事業者を選定する。

6 主催者及び担当課

主催者：あわら北潟湖畔花菖蒲まつり実行委員会

事務局：あわら市経済産業部観光振興課 賑わい創出グループ 担当：村田

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

電話番号 0776-73-8006（直通）

FAX 0776-73-1350

E-mail kanko@city.awara.lg.jp

7 プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (6) 令和3年4月1日以降、本業務と同種・同等の集客を目的とした業務に係る契約を元請けとして履行した実績を有する、もしくは履行中であること。
- (7) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に本業務を履行できる者であること。

8 プロポーザルの日程

事務内容 期間・期日

- ① 手続き開始の公告 令和7年3月11日（火）
- ② 実施要領等の配布 令和7年3月11日（火）～
- ③ 質問受付 令和7年3月11日（火）～令和7年3月14日（金）
- ④ 参加表明書類等受付 令和7年3月11日（火）～令和7年3月17日（月）
- ⑤ 企画提案書等受付 令和7年3月19日（水）～令和7年3月24日（月）
- ⑥ 提案内容審査（プレゼンテーション等） 令和7年3月28日（金）
- ⑦ 審査結果通知書交付 令和7年4月1日（火）

9 質問書の提出

- (1) 要領等の内容について疑義のある場合は、令和7年3月14日（金）までに質問書（様式第4号）を担当課宛て、電子メールで送付すること。
- (2) 電話、来庁、FAXにおける口頭等での質問は受け付けないものとする。
- (3) 質問に対する回答については、競争上の地位その他正当な権利を害する恐れのあるものを除き、あわら市ホームページにて、令和7年3月17日（月）までに公表する。

10 参加表明に関する書類の提出

(1) 参加表明に関する提出書類

参加表明に関する提出書類は以下のとおりとすること。

様式第1号から第3号の順に並べ、左上隅をホチキス留めし、1綴り作成すること。

ア プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）

イ 会社概要説明書（様式第2号）

ウ 履行実績確認書（様式第3号）

記載した業務のうち、いずれか1件分の契約書の写し及び仕様書の写しを添付すること。

(2) 提出方法

ア 事務局への持参を原則とする。

イ 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加表明書類等在中」と朱書し、令和7年3月17日（月）午後5時までに必着となる方法で送付すること。なお、主催者は郵送事故等の責任は一切負わないこととする。

(3) その他

ア 受付期間内に参加表明書類等を提出できなければ、本プロポーザルに参加できないこととする。

イ 提出された参加表明書類等は返却しないこととする。

ウ 参加表明書類等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。

エ 参加表明後に辞退する場合は、令和7年3月17日（月）午後5時までに、書面による辞退届（任意様式／捺印有り）を担当課まで提出すること。

11 参加資格の取り消し

参加表明書類等の提出後から優先交渉権者決定までの間に、次のいずれかの事項に該当する場合は、参加資格を取り消すこととする。

(1) 参加表明書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加者が参加資格要件を充たさなくなった場合

(3) その他、本要領に違反すると認められる場合

12 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

「仕様書」に基づき、次に掲げる書類を提出すること。

提案内容は、本プロポーザルの実施趣旨や仕様書に沿うものであること。

ア 企画提案書提出届（様式第5号）

- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 見積書（任意様式）
- エ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式第6号）
- オ 会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）

(2) 提出方法

- ア 事務局への持参を原則とする。
- イ 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書し、令和7年3月24日(月)午後5時までに必着となる方法で送付すること。
なお、主催者は郵送事故等の責任は一切負わない。

(3) 提案書等作成上の留意点

ア 企画提案書

- ① A4判 横書 左綴じ（様式自由）、会社名は入れない。図面やタイムスケジュール、実施体制なども全て提案書内に記載すること
- ② 提出部数は7部とする。
- ③ 表紙を付け「あわら北潟湖畔花菖蒲まつり運営委託業務」と記載すること。
- ④ 仕様書の各業務内容①～⑥について、企画提案を行うこと。
- ⑤ イベント準備、当日、片付けを含めたタイムスケジュール及びイベント当日の会場レイアウトが確認できる提案とすること。
- ⑥ 提出期限後の企画提案書等の差替は認めない（主催者が補正等を求める場合を除く）。
- ⑦ 本プロポーザルにおいて、企画提案をすることができるのは1案だけである。

イ 見積書

- ① 見積書記載金額については、業務内容ごとの価格（税抜）を分かりやすく記載し、さらにそれらの合計金額（税抜）を明記すること。
- ② 見積書については、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ③ 見積書の提案上限金額は、1,800,000円（税込）とし、提案上限金額を超える見積金額の提案があった場合は失格とする。
- ④ 提出部数は1部とする。
- ⑤ 宛先を「あわら北潟湖畔花菖蒲まつり実行委員会会長、業務名を「あわら北潟湖畔花菖蒲まつり運営委託業務」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

13 プレゼンテーション等の実施

- (1) 企画提案書等を提出したものは、プレゼンテーションを行わなければならない。た

だし、参加者が6社以上となった場合は、主催者において書類審査を行い、上位5社のプレゼンテーションを行う。

- (2) 実施日は、令和7年3月28日（金）に実施し、詳細は企画提案書等を提出したの
に対して電子メールにて連絡する。（文書での通知は行わない。）
- (3) プレゼンテーションの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 説明時間は、企画提案内容説明を15分程度、その後の10分程度をヒアリングとす
るが、時間については追って通知する。
- (5) 企画提案書に基づき、提案の要点、意図やアピールポイントなどについて説明を行
うこと。なお、特段の理由なく追加の資料の配付は認めない。
- (6) 業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。
- (7) プレゼンテーションで使用する電子黒板は主催者で用意するが、パソコンその他の
機器等は、持ち込み可能な範囲の機器とし、参加者が用意すること。また、機器調整
は事前に行うこと。

14 提案内容の審査及び結果通知

- (1) 本プロポーザルにおける優先交渉権者を選定するため、選定委員会を設置する。
- (2) 選定委員会において、以下のとおり定める審査基準に基づいて評価及び採点を行い、
優先交渉権者を1者選定する。

審査項目	審査基準	配点
(1) 企画提案力	①本業務に対する基本的な考え方が具体的かつ適切か	10
	②幅広い層の集客が期待できる企画となっているか	20
	③あわら市の魅力（北潟湖畔花菖蒲園、あわら温泉、蓮如の 里吉崎、その他観光スポット、農畜産物、歴史文化など）に ついて、メディア等を通じて全国に発信できる内容か	15
	④周辺地域・施設との連携により、周遊性や地域活性化が図 られている内容か	15
	⑤集客に結び付く告知方法・回数を提案しているか	10
	⑥準備や片付け、打ち合わせ等を含め、適切な運営が確保で きるタイムスケジュールか	15
(2) 業務遂行能 力	⑦業務遂行能力が十分であると認められるか	10
	⑧イベント当日の人員確保や配置は適切か	5

- (3) 優先交渉権者は、評価点及び価格点の総合計点の最高得点者となる。なお、評価点
及び価格点の総合計点が同点の場合は、出席した委員の過半数で決定する。
また、総合計点が100点満点中50点を満たさない場合は優先交渉権者とならない。
- (4) 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。

- (5) 選考結果は、令和7年4月1日（火）までにすべての企画提案者にメールにて通知する。
- (6) 選考結果への問い合わせについては、文書発送日の翌日から起算して7日間に限り、「当該提出者の得点」及び「順位」のみ応じる。
- (7) 審査内容、結果についての異議は認められない。

15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。その場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となるものとする。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適當な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

16 契約の締結

- (1) 提案された業務内容は、契約前の段階において主催者と優先交渉権者、双方協議の上、若干の修正を行うことがある。
- (2) 優先交渉権者との協議が整ったときは、当該事業者を受注者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。
- (3) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者を優先交渉権者とし、協議が整ったときは、当該事業者を受注者として決定し、契約を締結するものとする。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成等の本プロポーザルに要する費用及び業務実施に係る準備行為については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には主催者で定めた保存年限満了後、主催者の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。

- (3) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (4) 本実施要領に定めるもののほか、必要事項については主催者が定める。